

門真市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

雇用・労働施策については関係行政機関との連携で展開してまいりたいと考えております。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

今後も大阪雇用対策会議と連携し、施策の強化に努めます。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

交付金化による減額分の影響を抑え、本市のニーズに即した事業展開を図りたいと考えております。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

ハローワーク門真・守口門真商工会議所等と連携し、機会あるごとに改正法令の普及を図ります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である

時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

本市では、事業者に入札参加資格審査申請時に障害者・母子家庭の母親などの就労困難者の雇用状況を調査項目に記載するよう設定しており、この調査項目の情報を業務委託の入札参加業者の参考資料として使用しており、庁舎清掃業務など高額な業務委託に関しては、就労困難者等の雇用状況でおおむね2%の雇用率を基準として、指名業者の選考に取り入れております。

総合評価制度につきましては、平成20年度に一般ごみ等収集業務などの一部の委託業務に導入しておりますが、「行政の福祉化」の観点に立った総合評価入札制度の本格的導入につきまして、具体の検討・研究をさらに進め、制度の充実を図れるよう努めます。

また、最低賃金を含む労働条件等に関しましては、労基法や最賃法で最低労働基準の確保を図っており、清掃等委託業務等の労務単価の積算においては、各部署の担当者に対し、法を遵守するよう指導しております。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

関係機関と連携し啓発・周知に努めます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

関係機関と連携し対応してまいりたいと考えております。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業誘致施策については、現在、庁内関係機関と新たな制度策定に向けて検討しております。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

府制度融資の限度額の増額等、今後も関係機関に要望してまいります。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

国及び府や関係機関と連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

「総合計画」「都市ビジョン」により示しており、ホームページ等への掲載を通じ広く市民に周知を図っているところです。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(一括回答)

(2)①②について、住民の安心・安全・雇用・労働・産業について、十分配慮しつつ、行財政改革を推進していきます。

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

「門真市行財政改革推進大綱」ならびに「第2次門真市行財政改革推進計画」について、ホームページへの掲載及び情報コーナー等への備え付けによる周知に努めております。

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

職員提言制度を取り入れるなど、ボトムアップによる計画策定を行っております。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

平成19年4月に地方分権改革推進法が施行され、また、本年度は大阪府より「大阪版“地方主権”システム」の基本方針が示されたところであり、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として地方分権のもたらす効果を実感できるような行政施策を行うことが求められています。

限られた財政資源のもと、多様化する住民ニーズに適切に対処していけるよう権限の受入体制を研究し、国や大阪府の動向に注視して必要となる人的支援・財政措置を要望していきます。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方財政は現下の厳しい経済情勢のなか、住民サービスの提供に努める必要があることから、国から地方への税源委譲の充実が図られるよう府・市が協同して国に対して要望していきたいと考えております。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

初期救急医療では、保健福祉センター診療所におきまして土曜日夜間及び休日・年末年始に診療を実施しておりますとともに、北河内7市で運営する北河内夜間救急センターにおきまして小児科診療を毎日夜9時から翌日0時30分まで行っております。二次救急医療では、市内2医療機関、北河内では33医療機関にて救急搬送の受け入れと休日・夜間診療所からの後送受け入れの両方の機能を担っております。

また医師確保について、地域の実情に応じた医療提供体制の構築など必要な対策を、市長会を通じて国や府に要望しております。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護保険事業は、守口・門真・四條畷の3市によるくすのき広域連合にて実施されております。

そのようななかで、平成18年の介護保険法の改正により、地域密着型サービスの管理者等については、指定基準上、認知症介護研修の修了が必須とされており、介護労働者の質の向上が図られています。

また、大阪府などで行うケアマネジャーやホームヘルパーなどの研修会への参加を促し、専門的な資質の向上もめざしています。

さらに、労働関係法規の遵守については、事業者に対する指導監督を実施するなど事業の適正化に努めております。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

利用者負担の軽減については一定の改善が図られたところですが、引き続き、適切な利用者負担制度の確立が図られるよう、国における見直しの検討状況を注視しつつ大阪府と連携してまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

府・関係機関との連携のもと研究してまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

待機児童の解消については、既存園での定員変更や円滑化の活用により、目標事業量達成や年度途中の待機児童解消に向け、引き続き努力していきたいと考えております。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、

ファミリーサポート事業など)

(回答)

保育制度の充実につきましては、平成21年度から休日保育を2園で、延長保育における時間延長を4園で実施予定です。今後も市民の保育ニーズに応じた制度の充実を図っていきたいと考えております。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、開設後、会員数・活動件数ともに年々増加し活動は広がっていますが、より多様なニーズに対応するため広報活動及び会員募集活動を行い、事業拡充に努めております。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

平成21年度から公立保育園の機能を見直し、地域支援のための専任保育士を配置するなど、地域における子育て支援の充実を図っていきたいと考えております。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

保育所運営にあたっては、保育の質の確保は重要だと認識しており、そのなかで安定的・効率的・継続的な運営に努めていきたいと考えております。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校における児童の安全確保については、引き続き安全警備員を配置し、放課後についても学校内の安全対策を図っていきたいと考えております。財政支援について、引き続き府教育委員会に要望してまいります。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

小学校1・2年生での35人学級編制については、府に対して継続を求めてまいります。

「働くこと」や「社会を担うこと」「労働法制の基礎知識」については、発達段階に応じて社会等の教科や道徳のなかで指導していくとともに、地域・企業・学校が連携した「ものづくり教育」についても、総合的な学習やキャリア教育のなかで推進してまいります。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

児童虐待防止については、門真市要保護児童連絡調整会議のもと児童相談所をはじめとする関係機関とのより一層の連携を図り、体制の強化を含め充実した対応に努めております。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

国内において格差拡大社会が進行するなか激化の一途をたどる自殺者や、ワーキングプアの増加、加えて児童虐待やいじめ、DV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者虐待が後を絶たない現状があります。本市においても、関係各機関を通じて人権を救済するための法整備に向け、早急に実現するよう働きかけその充実を図るとともに、すべての人の人権が尊重される社会を構築するための啓発活動の取り組みを促す考えです。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では、すでに平成14年3月に「かどま男女共同参画プラン」を策定しており、同プランを基本として男女共同参画社会の拡充に向け取り組んでいます。今後、関係各機関との連携を重層的に構築し総合的に展開していきたいと考えております。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の規定により、本市では温室効果ガス排出抑制に向けた対策計画書を大阪府へ届け出ております。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める地方公共団体実行計画の一環として、平成19年度からの5ヶ年計画で「第2期門真市エコオフィス計画」の策定を行い、市庁舎内での温室効果ガス排出抑制を進めております。

①の道路交通網の整備に関しては、本市における道路交通の実情や問題点を考慮し、効率的な交通体系の確立をめざすべく、関係機関との協議を進めてまいります。

②については、公共交通機関が発達している本市の特色を活かし、温室効果ガス排出抑制に向けて公共交通機関をはじめとするインフラストラクチャーの積極的利用を図るべく、関係機関と協議してまいります。

③については、温室効果ガスの削減を図るため、家庭に対しては、平成15年度より「環境家計簿推進事業」を進めております。そのほかに、市民を対象にしてヒートアイランド対策をはじめとする環境問題に関する啓発・イベント活動の強化を図ってまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市における平成19年度のリサイクル率は、13.5%です。

資源循環型社会をめざし、分別の徹底やごみの排出抑制などごみの減量化・再資源化を進めてまいりましたが、さらに積極的な取り組みが重要であると考えております。

平成20年度より7区分9種分別を実施し、循環型社会への市民啓発の観点から古紙・古布の集団回収や生ごみ処理機購入等助成も行ってまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立

学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所への誘導標識につきましては、現在避難所の入口付近に設置しておりますが、今後、増設を含め設置場所を検討してまいりたいと考えております。避難所につきましては、現在小中学校・府立高校を含め25ヶ所を指定しております。緊急医療体制の整備につきましては、災害時に対応できるよう関係機関等と連携して整備してまいります。

公立学校施設の耐震化は優先的に取り組むべき課題と認識しており、耐震化を進めているところですが、今後も引き続き取り組みを進めてまいります。

平成9年度より実施しております建築物の耐震診断補助制度につきましては、平成19年7月に、木造戸建住宅において、所有者負担が5千円程度で行えるように制度の拡充を図ってきたところです。また、耐震改修工事につきましても、今年度より補助制度を立ち上げ、さらなる耐震化の推進に努めているところであり、来年度においても同様に予算要望を行っております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

犯罪のない安心して暮らすことのできる地域をつくっていくためには、危機意識を共有し、行政・市民・事業者相互の役割を明らかにし、協働して安全なコミュニティをつくっていくことが最も求められます。

そのため大阪府では、平成14年に「安全なまちづくり条例」を整備され、犯罪のないまちづくりに努めているところであり、本市といたしましても、本条例の趣旨に則って市民の安全や安心を図るため努力してまいります。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

J A北河内の農業まつりで、本市の特産物であるレンコン・くわい・しろな等を市民に市価価格より安く販売しており、今後も地産地消を推進してまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

国内において格差拡大社会が進行するなか激化の一途をたどる自殺者数や、ワーキングプアの増加、加えて児童虐待やいじめ、DV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者虐待が後を絶たない現状があります。本市においても、関係各機関を通じて人権を救済するための法整備に向け、早急に実現するよう働きかけその充実を図るとともに、すべての人の人権が尊重される社会を構築するための啓発活動の取り組みを促していきたいと考えております。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

平和の大切さを強調する施策の推進は、人類共通の願いである恒久平和の実現に欠かせないものです。本市におきましては、多くの市民の方々への啓発講演会等を通じて、平和な社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

今後とも戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくための施策に取り組んでまいります。